

ヘルパーステーション ヴィラ向島 重要事項説明書

当事業所は指定訪問介護・介護予防・日常生活総合事業（介護型・生活支援型・支え合い型ヘルプサービス）サービスを提供します。

事業所の概要や提供させていただくサービスの内容、又は契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

訪問介護	第 2670900121 号
介護型ヘルプサービス	第 2670900121 号
生活支援型ホームヘルプサービス	第 26A0900140 号
支え合い型ホームヘルプサービス	第 26A0900157 号

1. 事業者

法人名： 社会福祉法人 洛南福社会
電話番号： 075-622-8687
代表者名： 理事長 長田 栄臣
設立年月日： 平成 10 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

種類： 指定訪問介護事業所・介護予防・日常生活総合事業
(介護型ホームヘルプサービス・生活支援型ヘルプサービス・支え合い型ヘルプサービス)

事業の目的： 当事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者が居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

名称： ヘルパーステーション ヴィラ向島

所在地： 京都市伏見区向島新上林町 16

電話番号： 075 - 611-7106

管理者名： 仲田 聡美

理念： 共に生き笑顔で支えあうくらしづくり

運営方針： 1. 御利用者が、自己決定できるくらしづくりを目指す。
2. 地域に根差し、地域と共に生きる施設づくり

開設年月日： 平成 14 年 5 月 1 日

3. 通常の事業の実施地域

伏見区 向島, 宇治市榎島町 落合・本屋敷, 清水

4. 営業日及び営業時間

月曜日～土曜日 午前 7 : 3 0 ~ 午後 6 : 3 0

電話受付時間 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0

5. 職員の体制 (職員の配置については指定基準を満たしております)

		常 勤	非常勤	職務の内容
管理者		1 (兼務)		
訪問介護員	サービス提供責任者	2	1	訪問介護員の指導・サービスの調整等
	介護福祉士	2	2	利用者への身体介護・生活援助等、介護保険制度上の在宅サービスの提供等
	介護職員基礎研修過程修了者			利用者への身体介護・生活援助等、介護保険制度上の在宅サービスの提供等
	訪問介護養成研修2級過程終了者 (ヘルパー2級)		5	利用者への身体介護・家事援助等、介護保険制度上の在宅サービスの提供等

6. 利用料金表（自己負担）

下記の料金には特定事業所加算Ⅱ：10%、介護職員処遇改善加算13.7%が含まれています。

***要介護**

身体介護	1割負担	2割負担	3割負担
・20分未満	237円	473円	710円
・20分以上30分未満	354円	707円	1,060円
・30分以上1時間未満	560円	1,120円	1,679円
・1時間以上	818円	1,635円	2,453円
・1時間以上 以後30分増すごとに右記料金上乘せ	119円	238円	356円

生活援助	1割負担	2割負担	3割負担
・20分以上45分未満	259円	518円	777円
・45分以上	319円	638円	957円
・身体介護後に引き続き生活援助を行う場合、25分増すごとに右記料金を上乘せ	95円	190円	285円

***総合事業**

サービス類型<1割負担>		介護型	生活支援型
サービス提供内容		身体介護+生活援助	生活援助
包括料金	週1回程度	1,510円	1,267円
	週2回程度	3,017円	2,532円
	週3回程度	4,787円	4,018円
<2割負担>			
包括料金	週1回程度	3,020円	2,534円
	週2回程度	6,033円	5,064円
	週3回程度	9,573円	8,036円
<3割負担>			
包括料金	週1回程度	4,532円	3,801円
	週2回程度	9,049円	7,595円
	週3回程度	14,359円	12,054円

*生活支援型・支え合い型サービスについては原則45分以内の対応とさせていただきます。

*原則 包括料金での利用となりますが、異なるサービス類型での利用の際は、1回あたりでの料金となります。

身体介護とは、入浴・排泄・食事・体位変換・通院介助等です。生活援助とは調理・洗濯・掃

除・買物等です。

サービスに要する時間はそのサービスを実施する為に国に定められた標準的な所用時間です。

- ・介護予防訪問介護に関してはひと月まとめの請求となります
- ・上記は午前8時から午後6時間までのサービスです。それ以外のご利用時間帯によって割増料金となります。

午後6時から午後10時・午前6時から午前8時 25%の割増

午後10時から午前6時 50%の割増

- ・二人の訪問介護員が共同でサービスを行う場合は2倍の料金となります。
- ・初回加算：契約月のサービス提供責任者が訪問した日に**214円**が加算されます。
- ・緊急時訪問介護加算：ご契約者からの要請を請けて、サービス提供責任者と居宅介護支援専門員が連携を図り、居宅介護支援専門員が必要と認めた時に訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に**107円**が加算されます。
- ・生活機能向上連携加算：訪問リハビリテーションもしくは通所リハビリテーションを実施している事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けられることができる体制を構築し、助言を受けただうえで、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成した場合**107円**が加算されます。
- ・介護職員処遇改善加算：厚生労働大臣が定める基準に適合している、介護職員の賃金改善を実施していると届け出た事業所がサービスを実施した場合**13.7%**が加算されます。
- ・介護職員等特定処遇改善加算：技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に支給され、現行の介護職員処遇改善加算、特定事業所加算を取得している事業所がサービスを実施した場合**6.3%**が加算されます。
- ・ご契約者がまだ要介護認定を受けておられない場合や居宅サービス計画が作成されていない場合は全ての保険適用外の料金となりますが、事務所より交付しました「サービス提供証明書」によって、後日、介護保険から払い戻されます。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用料金の変更をさせていただきます。
- ・訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・通常の事業に実施地域を超えておこなう指定訪問介護・介護予防・日常生活総合事業に要した交通費は、公共交通機関の額を徴収する。

7. サービス内容は、訪問介護・介護予防・日常生活総合事業計画書に記載する。

8. 利用料金のお支払い方法

- ・月初めに前月分を請求しますので、1ヶ月以内にお支払い頂くこととします。
- ・指定口座への振り込み・金融機関口座からの自動引き落とし・現金での支払

9. 事故発生時の対応について

- ・事故発生時の連絡先は、ご家族（緊急第一連絡先）及び上司とします。また、必要に応じて、市町村、行政機関に報告いたします。
- ・事故発生時の対応については、ご家族に状況、経過を連絡します。また、随時事故報告書を作成し上司に報告の上、速やかに問題解決に努めます。

10. 緊急時の対応について

- ・ご利用者に対するサービスの提供中に、ご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかにご家族、主治医、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、急を要する場合は、事業所の判断により、救急車両を要請するとともに、必要に応じて京都市・保険者に連絡します。

11. サービス利用の変更

契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には実施日の24時間前までに事業者申し出てください。尚、変更または追加につきましては、訪問介護員の稼働状況等をみながらご契約者と協議させていただきます。

- ・サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、変更したサービス内容と時間に応じた利用料金をいただきます。
- ・気象警報発令の際は、原則として訪問介護サービスの提供は時間の変更または休止させていただきますので、予めご了承ください。
- ・体調不良を含む、ご自身の都合により利用予定日の24時間前までにキャンセルの申し出が無い場合は、利用予定時間分のキャンセル料金を徴収させていただきます。
- ・予防介護に関してはひと月ごとの請求のため、キャンセル料は発生いたしません。

12. キャンセル料

利用予定時間	キャンセル料額
30分未満	600 円
30分以上	1200 円
1時間以上	1800 円
1時間30分以上	2400 円
30分増すごと	600 円

13. 苦情・相談の受付（法人窓口）

当事業所ではご契約者またはご家族の方からの苦情・相談の受付を行っております。

所在地：京都市伏見区向島新上林16

電話番号：075-611-7106 FAX：075-622-8835

担当者：仲田 聡美

ご利用時間：午前8時30分～午後5時30分

尚、当事業所以外にも、居宅介護支援専門員、区役所、国民健康保険団体連合会でも苦情を受け付けております。

【行政機関その他苦情受付機関】

伏見区役所

保健福祉センター

健康長寿推進課

所在地 京都市伏見区鷹匠町39番地の2

電話番号 075(611)2279

受付時間 8:30～17:00

京都府国民健康

保険団体連合

所在地 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地

COCON 烏丸内

電話番号 075(354)9090

受付時間 9:00～17:00

京都府社会福祉協議会

運営適正化委員会

所在地 京都市中京区竹屋町通 烏丸東入ル

京都府立総合社会福祉会館内

電話番号 075(252)2152

受付時間 9:00～17:00

宇治市介護保険課

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774(22)3141

受付時間 9:00～17:00

城陽市福祉

保健部高齢介護課

所在地 城陽市寺田東ノ口16.17

電話番号 0774(56)4043

受付時間 9:00～17:00

14. その他

- ・原則として、日常生活を営むため以外の家事・介護サービス及びご家族へのサービスは行なっておりません。
- ・原則として、従業者による医療行為にあたるサービスは行ないません。
- ・契約者は従業者との金品のやりとりや貸し借り、個人的な契約も禁止しています。
- ・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。
- ・複写物を必要とされる場合には、1枚につき10円をご負担いただきます。
- ・第三者評価の受診をしています。

評価日：令和3年10月29日

評価機関：京都ボランティア協会

令和 年 月 日

指定訪問介護、介護予防・日常生活総合事業（介護型・生活支援型・支え合い型ヘルプサービス）サービスの開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ヘルプステーションヴィラ向島

職名 サービス提供責任者

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいてヘルプステーション ヴィラ向島からの説明を受け、指定訪問介護、介護予防・日常生活総合事業（介護型・生活支援型・支え合い型ヘルプサービス）の提供開始に同意し、交付を受けました。また、サービス担当者会議等において私の個人情報を用いることに同意します。

契約者

住所 _____

氏名 _____ 印

家族署名

住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者

住所 _____

氏名 _____ 印

本人との関係（ ）

令和 年 月 日

事業所名：ヘルプステーション ヴィラ向島

住 所：京都市伏見区向島新上林町 16

代表者名：長田 栄臣